

岩国市 創業支援補助金

令和5年度版

岩国市内において、新たに事業をはじめようとする方を支援します。

対象者

- ☒ 岩国商工会議所主催のいわくに創業カレッジを修了した方
 もしくは
☒ 市の特定創業支援等事業を受講し、
岩国地域中小企業支援センターの推薦を受けた方

対象経費

改装費（店舗工事費、看板設置等）※1

※1…市内に本拠地のある事業者が
施工するものに限る。

広告宣伝費（チラシ作成、ホームページ制作費等）

備品購入費（事業において直接必要な備品や機械等）※2

※2…1点あたり10万円以上の
ものに限る。

補助額

いわくに創業カレッジ修了者 >> 上限60万円

特定創業支援等事業受講者 >> 上限40万円

未創業者
補助率1/2

新規創業者
補助率1/4

特定創業支援等
事業とは？



市の認定連携創業支援機関において、
1か月以上にわたり相談支援を4回以上
受ける必要があります。

岩国市認定連携創業支援機関

- ・しごと交流・創業支援施設ClassBiz.
- ・岩国地域中小企業支援センター
- ・岩国商工会議所
- ・岩国西商工会
- ・やましる商工会

申請の流れ

※決定には2～3週間程度要します。また、申請前に着手したものは補助対象外です。

創業カレッジ
受講

特定創業支援
等事業受講

特定創業支援等
事業受講証明
+
中小企業
支援センター
推薦書取得

補助金申請

補助金交付決定

改装等着工

実績報告書提出

補助金交付

翌年度以降3年間は、
事業報告書の提出が必要

その他にも要件があります。詳しくは岩国市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 岩国市商工振興課企業振興班 (0827)29-5110
Email : shoukou@city.iwakuni.lg.jp

岩国市創業支援補助金 詳細について

創業の定義について

この補助金において、「創業」とは、事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し事業を開始することをいいます。

【次の場合は、この補助金の創業に該当しません】

- ・給与収入や年金収入等のある者が、副業として創業するもの
- ・既存の法人の代表又は役員の職にある者による創業
- ・中小企業基本法に規定する会社に該当しないもの
- ・個人による事業の法人化、法人変更等
- （社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人等）の創業
- ・2親等以内の親族からの事業承継

新たに創業した者（新規創業者）について

この補助金において、新たに創業した者（新規創業者）とは、次に掲げる日の属する年度の前年度以降に創業した者をいいます。

ア いわくに創業カレッジの修了証を取得した日

イ 特定創業支援等事業を受講したことの証明書を取得した日

特定創業支援等事業について

特定創業支援等事業とは、右の表に掲げる認定連携創業支援機関において実施する「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野の個別相談又はセミナーをいいます。なお、特定創業支援等事業を受講した証明書は、上記の全ての分野の個別相談又はセミナーについて、1か月以上の継続的な支援を受けた場合に交付します。

岩国地域中小企業支援センターの推薦について

※特定創業支援等事業受講者のみ

創業に必要な事業計画書（センター所定の様式による。）を岩国地域中小企業支援センターに提出し、コーディネーター等の支援を受けた上で推薦書の交付を受けてください。

補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれにも該当しない事業である必要があります。

- (1) 表1に掲げる補助対象外業種
- (2) チェーンストア、フランチャイズ契約その他これらに類する契約に基づく事業
- (3) 常時従事する者を必要としない事業

例：コインランドリー、コインパーキング、太陽光発電事業、不動産賃貸業(アパート経営)

表1 補助対象外業種

平成25年10月改定「日本標準産業分類」による。

1 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）

2 漁業（大分類Bに含まれるもの。）

3 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）

4 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）及び歯科診療所（小分類833）

5 医療・福祉（大分類P）のうち、社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）

6 次のサービス業等

ア 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思考調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。）

イ 易断所、観相業（細分類7999に含まれるもの）

ウ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）

エ 芸芸業、芸芸斡旋業（細分類8094に含まれるもの）

オ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）

カ 集金業、取立て業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類9299に含まれるもの）

キ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）

ク 宗教（中分類94に含まれるもの）

ケ 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの（風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、深夜における酒類提供飲食店営業）

7 その他補助対象とすることが適当でないと市長が認める業種

その他

その他要件がありますので、必ず募集要項を確認してください。

岩国市ウェブサイト
創業支援補助金について



岩国市店舗魅力向上 リニューアル補助金



岩国市の全域（中心市街地以外の地域）において、活力と魅力あふれる商環境を創出するため、中小企業者等が集客力向上を目的とした商店の改装等を実施することに対して助成を行い、地域経済の活性化を図ります。

対象地域

市内全域
（中心市街地活性化区域を除く）

※中心市街地活性化区域は別途補助事業あり
（まちなか再生事業助成金）

対象業種

- ・小売業
- ・飲食サービス業
- ・生活関連サービス業
（理容・美容・クリーニング業に限る）

対象事業者

岩国市に主たる店舗を有する中小企業者等（個人事業者は市内に住所及び事業所を有する者）で、対象事業を申請日以前に3年以上継続して営んでいる店舗

対象経費

店舗部分の改装工事費用

- ・補助対象経費が30万円以上の工事であること
- ・顧客に対して直接サービスを提供する店舗部分のみ対象（住宅、倉庫、事務所又は車庫については対象外）
- ・工事等の発注先は岩国市内に本店を置く事業所であること



補助率・助成限度額

補助率 対象費用の2分の1（消費税を除く）

助成限度額 50万円

※実績報告書提出までに事業承継を行う場合 80万円



その他

- ・予算には限りがあるため、予算額に達し次第受付終了となります。
- ・その他詳細については岩国市ウェブサイトをご覧ください。



市ウェブサイト

<https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/kigyouseisaku/45241.html>



お問い合わせ先

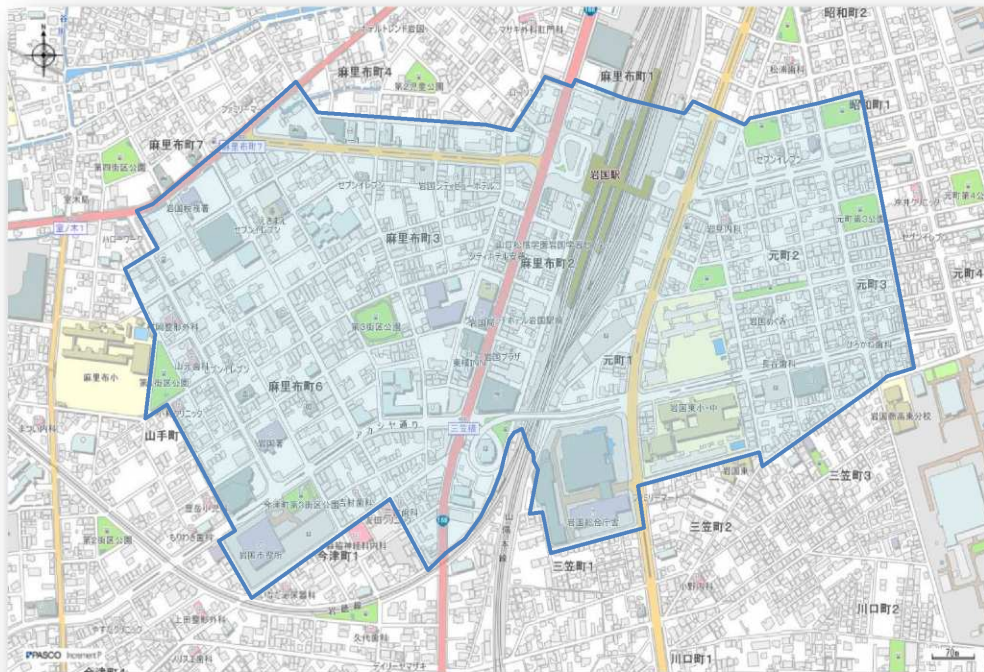
岩国市産業振興部
商工振興課企業振興班（岩国市役所4階）
TEL 0827-29-5110

まちなか再生事業助成金

○中心市街地内にある空き店舗などの遊休不動産や既存店舗を多角的な手法により、魅力ある店舗施設として再生し、中心市街地の活性化とにぎわいを創出する。
(第2期 岩国市中心市街地活性化基本計画 掲載事業)

【第2期 岩国市中心市街地活性化基本計画（令和2年2月策定）】

- ・計画期間 令和2年4月～令和7年3月
- ・計画区域 約79ha



【地域参加型まちづくり推進地区】

- ・一辺すべての不動産所有者や事業者が「**自発的かつ統一的なまちづくり**」として、まちづくりにおける統一した活動方針や、ルール、景観などを設定し、推進する地区。
(Ex, 内装や外装の統一、定期的なワークショップの開催等)

(まちづくり推進地区と認められる例)



赤枠内のすべての店舗で統一的な景観・活動方針・ルールなどを設定。
⇒通常の助成制度に、**上乘せ支援**

【にぎわい創出業】

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業であって、営業日には、午前8時から午後6時までの間に3時間以上営業を行っているものをいう。

まちなかりノベーション助成事業

◎**不動産所有者**による遊休不動産の有効活用を図るための改築に対する助成

対象不動産：空き店舗、空ビル（3ヶ月以上）

対象業種：にぎわい創出業

ただし、2階以上の店舗については、
卸売業、情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉
学術研究、専門・技術サービス業、教育・学習支援業も可

対象工事：店舗の改築に係る工事全般（設備機器、備品は建物に附属するものに限る。）

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/2	100万円
地域参加型まちづくり推進地区	1/2	200万円

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により改築すること。（関係者及び親族等による改築を除く。）

※市の交付決定後に工事を行うこと。（交付決定前の工事は助成対象外。）

まちなか商業施設等建築促進助成事業

◎**不動産所有者**によるにぎわいを創出する商業施設等の建築に対する助成

対象者：商業施設を新築する不動産所有者

対象不動産：新築（建替を含む）された商業施設等建物

※但し、新築着工前に申請すること

対象業種：にぎわい創出業

ただし、2階以上の店舗については、
卸売業、情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉
学術研究、専門・技術サービス業、教育・学習支援業も可

助成額：新築（建替を含む）された建物の固定資産税及び都市計画税相当額

助成期間・助成上限額

	助成期間	年間助成上限額
通常地区	3年間	－
地域参加型まちづくり推進地区	5年間	－

※当該建物の建設に関し、国や地方公共団体等の補助を受けていないこと。

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により建築すること。（関係者及び親族等による建築を除く。）

※市の認定決定後に工事を行うこと。（認定決定前の工事は助成対象外。）

【建物の解体を伴う場合は、解体費に対しても助成】

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
鉄筋コンクリート造	1/3	50万円
その他	1/3	30万円

※市内業者により解体すること。（関係者及び親族等による解体を除く。）

※市の認定決定後に工事を行うこと。（認定決定前の工事は助成対象外。）

まちなか店舗魅力向上助成事業

◎**既存事業者**（1年以上継続）による店舗の魅力を向上させるための改修に対する助成

対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業
情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉、学術研究
専門・技術サービス業、教育・学習支援業（日本産業分類）

対象工事：店舗の魅力（雰囲気）を向上させる改修
天井・壁クロス、床シート貼替、ファサード（看板を含む）
客室（×調理場、事務室、会議室等）の空気と外気を入れ替える換気
の向上に資する工事
店舗内の小個室（1～4人程度用）設置工事
※小個室：他の空間とはしっかりと壁等で仕切られ、立った状態で大人が隠
れるくらいの高さがあり、ドア若しくは扉がある部屋のこと。
（×パーテーション・カーテンレール等）
店舗内の半個室設置工事（1人用）
※半個室：他の空間とはしっかりと壁等で仕切られ、立った状態で大人が
隠れるくらいの高さがある部屋のこと。
（×パーテーション、カーテンレール等）
間仕切り壁による店内レイアウト変更工事
（×パーテーション、カーテンレール等での仕切り）
設備機器はエアコン、照明、トイレに限る。（厨房機器など専門機器は対象外）

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/2	50万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業以外)	1/2	75万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業)	1/2	100万円

※営業日には、必ず昼の営業を行うこと。（8：00-18：00の間で3時間以上）

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により改修すること。（関係者及び親族等による改修を除く。）

※市の交付決定後に工事を行うこと。（交付決定前の工事は助成対象外。）

空き店舗活用助成事業（店舗改修）

◎**空き店舗(3ヶ月以上)を活用して事業を開始する人**に対する改修費の助成

対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業
情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉、学術研究
専門・技術サービス業、教育・学習支援業（日本産業分類）

対象工事：店舗の魅力（雰囲気）を向上させる改修
天井・壁クロス、床シート貼替、ファサード（看板を含む）
客室（×調理場、事務室、会議室等）の空気と外気を入れ替える換気
の向上に資する工事
店舗内の小個室（1～4人程度用）設置工事
※小個室：他の空間とはしっかりと壁等で仕切られ、立った状態で大人が隠
れるくらいの高さがあり、ドア若しくは扉がある部屋のこと。
（×パーテーション・カーテンレール等）
店舗内の半個室設置工事（1人用）
※半個室：他の空間とはしっかりと壁等で仕切られ、立った状態で大人が
隠れるくらいの高さがある部屋のこと。
（×パーテーション、カーテンレール等）
間仕切り壁による店内レイアウト変更工事
（×パーテーション、カーテンレール等での仕切り）
設備機器はエアコン、照明、トイレに限る。（厨房機器など専門機器は対象外）

《裏面に続く》

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/2	50万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業以外)	1/2	75万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業)	1/2	100万円

※営業日には、必ず昼の営業を行うこと。(8:00-18:00の間で3時間以上)

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により改修すること。(関係者及び親族等による改修を除く。)

※市の交付決定後に工事を行うこと。(交付決定前の工事は助成対象外。)

空き店舗活用助成事業(家賃補助)

◎**空き店舗(3ヶ月以上)を活用して新たに事業を開始したのち1年を経過していない人**
に対する家賃の助成

対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業
情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉、学術研究
専門・技術サービス業、教育・学習支援業(日本標準産業分類)

助成率・助成期間・助成上限額

	助成率	助成期間	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/3	6ヶ月	20万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業以外)	1/3	1年	40万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業)	1/2	1年	60万円

※営業日には、必ず昼の営業を行うこと。(8:00-18:00の間で3時間以上)

※過去に家賃補助を受けた者、関係者及び親族等からの賃借を除く。

※中通り、本通りのアーケードに面している場合にあっては、商店街振興組合の組合員であること。

【問い合わせ】

株式会社 街づくり岩国

住所：〒740-0018 岩国市麻里布町二丁目3番6号

TEL：0827-28-6020

FAX：0827-28-6021

受付時間：祝日・年末年始を除く平日10:00~17:00(月~金)



岩国市中小企業等省エネ設備 更新促進補助金



エネルギー価格高騰の影響を受けている市内中小企業者等の皆様の
経費負担の軽減と経営の安定を図るため、既存設備を省エネルギー設備に
更新する取組みを支援します。

補助金額

上限30万円

補助率

1/2以内

※消費税抜き
※千円未満切捨て

対象経費

省エネルギー設備への更新費用

対象設備は裏面を
ご覧ください

(本体費用、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去処分費等)

- ・既存設備を更新する場合のみ対象となります。(中古品は対象外)
- ・交付決定を受ける前に更新済みの設備は対象外です。必ず事前に申請してください。
- ・岩国市内の事業者(工事業者・販売店)に発注する必要があります。
- ・自宅兼事務所の場合、入口が別となっている等、明確に区別されている場合のみ対象です。

対象者

- (1) 市内に事業所がある中小企業者等であること。
- (2) 令和5年7月1日時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ・岩国市に納付義務のある税を滞納している者
 - ・岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

申請期間

令和5年7月3日(月) >> 令和5年11月10日(金)

※ただし、予算額に達した場合受付を終了します。

提出方法

原則 郵送(簡易書留など追跡のできる方法)または電子申請にて申請



岩国れんこんマスコットキャラクター
はあすちゃん

留意事項

- 申請は1事業者1回限りです。
複数の事業所を有する場合、まとめて申請してください。
- 令和6年1月31日までに設備の更新及び支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります。
- 同一の事業内容において、山口県中小企業原油価格・物価高騰等対策支援事業補助金など他の補助金との併用はできません。

【お問い合わせ・申請先】

〒740-8585 岩国市今津町1-14-51

岩国市産業振興部 商工振興課 企業振興班 電話 0827-29-5110

岩国市中小企業等省エネ設備更新促進補助金

対象設備の要件について

対象設備	事 例	要 件
高効率空調 (エアコン等)	電気式パッケージエアコン 家庭用エアコン 等	以下のいずれかに該当する製品であること。 業務用設備の場合 経済産業省が行う「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品(※1) 一般家庭用設備の場合 最新の目標年度に対する省エネ基準達成率100%以上の製品(※2)
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、 冷凍機内蔵形ショーケース 等	
高効率照明★	LED照明器具	
制御機能付きLED 照明器具★	無線式調光制御設備、有線式 調光制御設備 等	
業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器 潜熱回収型給湯器(ガス・石油)	
高性能ボイラ	蒸気ボイラ、温水ボイラ	

★高効率照明及び制御機能付きLED照明器具については、蛍光灯器具、白熱灯器具等から更新する場合に限ります。
また、電球のみの交換は対象になりません。

(※1) 経済産業省が行う「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品について

ホームページ <https://sii.or.jp/shitei04r/search/> から、対象製品を検索できます。
同ホームページに掲載されているもののうち、上記の表に記載されている設備が対象になります。

(「令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の対象製品も同様の取り扱いとします。)



(※2) 最新の目標年度に対する省エネ基準達成率100%以上の製品について

省エネ基準達成率100%以上を達成しているかどうかは、省エネ性マークで判断できます。
緑色のマークが付いた製品のうち、上記の表に記載されている設備が対象になります。



対象製品



対象外製品

ホームページ <https://seihinjyoho.go.jp/> から確認できます。
(最新の目標年度でないものは対象外です。)



申請時必要書類

- ・申請書(様式第1号)
- ・更新設備の見積書(メーカーおよび型番記載のもの)
- ・更新設備が要件を満たしていることがわかる資料(カタログやホームページ画面の写し)
- ・更新前の設備の写真(①設置場所全体、②更新前設備拡大写真、③事業所外観の3枚)※カラー印刷すること
- ・事業実態が確認できるもの(確定申告書は、受付印または電子申告の受付番号の記載があること)
- (法人) 直近の確定申告書類の写し(法人税申告書別表一および法人事業概況説明書)または法人登記簿謄本
- (個人) 直近の確定申告書類の写し
- 白色申告の方 所得税確定申告書の第一表、収支内訳書(1面)
- 青色申告の方 所得税確定申告書の第一表、青色申告決算書(1面)
- ・同意書兼誓約書(様式第2号)
- ・事業所平面図(更新設備の場所に印を付けたもの)



このチラシに記載している事項以外にも要件があります。
詳細や様式のダウンロードについては、岩国市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/sougousien/85864.html>



この他にも、岩国市では家庭向けの省エネ家電の買換えに対する補助や、リフォームの補助を実施します。
(岩国市省エネ家電買換え促進補助金、岩国市省エネルギーリフォーム促進補助金)

岩国市（山口県）の企業検索サイト

Iwakuni Company Guide

[HOME](#) [企業検索](#) [先輩インタビュー](#) [お知らせ](#) [当サイトについて](#) [お問合せ](#)[＜ 戻る](#)

業種：サービス

地域：岩国（旧市内）

株式会社東洋地所

[研修](#) [自己啓発支援](#) [メンター制度](#)
[キャリア・コンサルティング制度](#) [社内検定制度](#)

モットーは信頼のお付き合い！

明るく楽しい職場です！大切な不動産を扱うことで自身や家族、いろいろな場面で役に立つ知識を身につけることができます！
残業が少ないので働きながら資格を取ることも可能！！

求めている人材像

明るくやる気のある方！！

会社情報

会社名 株式会社東洋地所
事業内容 不動産業
設立 1972年11月1日
代表者 長島 友愛
ホームページ <https://www.toyojisyo.co.jp/>

現在の労働条件(就業場所) ※新規卒卒者の正社員データ

就業場所	岩国市山手町1-1-14
連絡先	TEL 0827-24-2468
職種	営業
就業時間	9：00～18：00
休日	週休2日制（営業職シフト制）、年末年始、夏季休暇
有給休暇	年間10日
賞与	年2回
昇給	年1回
基本給	180,000円～
従業員数	9名（内パート0名）/男性4名・女性5名
平均年齢	45歳
平均勤続年数	8年
採用実績	R3年度1名（定着率:1名）
加入保険等	社会保険完備

働きやすさへの取り組み！

通勤手当あり、駐車場完備なので車での通勤可能です！

先輩からのメッセージ

<入社8年 岩国工業高等学校出身>

明るく親しみやすい職場です！初心者でも優しく教えてあげます♪
私もまったくの初心者でこの業界に飛び込みましたが、今では宅地建物取引士を取得し、バリバリ楽しんでいます！

岩国市（山口県）の企業検索サイト

Iwakuni Company Guide

[HOME](#) [企業検索](#) [先輩インタビュー](#) [お知らせ](#) [当サイトについて](#) [お問合せ](#)

岩国の企業約100社紹介！

岩国で就職！ 学生や若者に向けて**岩国市内の魅力ある企業**を紹介しています。
就職活動の情報収集にご利用ください。

企業検索

調べたい企業の条件にチェックを入れて、検索してください。

[業種]

☐ 製造 ☐ 建設 ☐ 運送 ☐ 卸・小売 ☐ サービス ☐ 医療・福祉 ☐ 農業 ☐ 全て

[地域]

☐ 岩国（旧市内） ☐ 由宇 ☐ 周東・玖珂 ☐ 錦・美川 ☐ 美和・本郷 ☐ 岩国市全域

[取り組み]

☐ 研修 ☐ 自己啓発支援 ☐ メンター制度 ☐ キャリア・コンサルティング制度 ☐ 社内検定制度

[フリーワード] 企業名・職種など

[検索する](#)

岩国で働く先輩へインタビュー!!
気になること、色々聞いてみました!

お知らせ

NEWS

2023年7月3日

NEW! 岩国カンパニーガイド2024の追加掲載企業を募集します！

2023年7月3日

【掲載企業さまへ】冊子改訂のため、校正依頼を送付しました。

2023年1月19日

岩国カンパニーガイドの内容を更新しました！新しいページも追加！！

[一覧を見る](#)

いわくに 企業合同就職フェア

入場無料 履歴書不要 入退場自由

服装自由 当日参加OK

岩国市内での就職を考える学生及び求職中の一般の方等と
企業の出会いの場となる、企業合同就職フェアを開催します!!



日時 **8月10日(木)**
令和5年

午前の部 10:00-12:00 / 午後の部 13:00-15:00

各部 25社程度の 企業入替制

対象者

- 令和6年3月に大学、短大、高専、専修学校等を卒業予定の学生（※高校生は対象外）
- 求職中の一般の方（※就職氷河期世代等含む）
- UJIターン就職希望者
- 上記対象の保護者

特設

ハローワークによる就職相談コーナー / キャリアカウンセラーによる個別相談コーナー / 岩国市職員採用情報に関するコーナー

その他

本フェアは選考の場ではなく、市内企業と求職者の出会いの場を提供するものです。

参加企業などの情報は、HPに掲載予定です。

雇用保険受給者の方は求職活動の実績になります。

会場 岩国市役所1階 多目的ホール

〒740-8585 山口県岩国市今津町1丁目14番51号

アクセス

いわくにバス 岩国市役所バス停より徒歩1分

JR 岩国駅より徒歩11分



参加者は市役所駐車場無料。

駐車台数には限りがありますので可能な限り公共交通機関等をご利用ください。

申込方法



企業合同就職フェアHP <https://iwakuni-godoshushoku.jp>

8月6日(日)まで事前予約受付中

※事前にご予約いただくと、当日の受付がスムーズです。

〈主催〉岩国市

〈共催〉岩国公共職業安定所 岩国商工会議所

〈業務受託者〉合同会社アクト・スリー TEL0827-35-6260

〈お問合せ先〉岩国市商工振興課 TEL0827-29-5110